

1 . 建設工事の請負契約に係る記載事項

1 - 1 作成書類等のなぐれ

(1) 競争入札通知を受け取ったら

工事内容に応じて、別紙 2 - (1) ~ (3) の様式を大野城市公式ホームページよりダウンロードし建設リサイクル法に基づき、見積を行ってください。

(2) 発注者への説明

落札された方は、別紙 4 及び工事内容に応じて別表 1 ~ 3 を速やかに作成し、発注者に対し契約までにその内容の説明を行ってください。その際には、概略工事工程表を添付して下さい。

ただし、対象工事の内、特定建設資材 4 品目を使用するのみの工事は、提出の必要はありません。

(3) 契約書への記載

工事請負契約書の表記の 9 に基づき、別紙 1 「建設リサイクル法 1 3 条及び省令（施行令）第 4 条に基づく書面」を契約書に綴ってください。なお、別紙 1 の記載事項については、発注者・受注者の双方が見積もりを行い、協議・合意した上で、受注者側の見積額（直接工事費）を記載します。

また、対象建設工事の内、特定建設資材 4 品目を使用する工事のみの場合は、別紙 1 - (1) の「分別解体等の方法」の表の上に「該当なし」と記載、「 2 . 解体工事に要する費用」及び「 4 . 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用」の記入欄には、「 0 円」と記入して下さい。

1 - 2 契約変更の取扱い

(1) 当初契約から数量が変更となる場合は、当初契約時と同様の手続をして下さい。

(2) 当初契約では、対象工事ではなく、工事の途中で対象工事となった場合（廃棄物の処理を行うことが発生した場合等）については、(1) と同様の手続をして下さい。

* これによりがたい場合は、発注者の指示を受けてください。

2 . 対象建設工事の通知（建設リサイクル法第 1 1 条）

（ 1 ）計画の通知

対象建設工事の着手前に、通知書の提出を行います。資料として再生資源利用計画書（様式 1 ）及び再生資源利用促進計画書（様式 2 ）を提出してください。部数は 2 部とします。

3 . 完了報告書（建設リサイクル法第 1 8 条及び施行規則第 5 条）

（ 1 ）再資源化完了後の報告

再資源化等報告書（別紙 6 ）を提出してください。なお、資料として再生資源利用実施書（様式 1 ）及び再生資源利用促進実施書（様式 2 ）を提出して下さい。部数は 1 部とします。

別紙 6 の 3 : 再生資源化等が完了した年月日は、マニフェストの処分完了日とします。